

牟田事務所 許可可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2015.02

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

阪神大震災から20年が経ちました。

当時、小学生だった私は、大きな揺れにも目が覚めず、朝のニュースで映し出されている光景に衝撃を受けました。建物は倒壊し、高速道路も柱が折れ横倒しに・・・あちこちで火災が発生している光景は、当時、どこか現実味のないものでした。

被害はとても大きく、家屋の下敷きになるなど、圧死や窒息死でお

亡くなりになった方が沢山いらっしゃいました。この震災を教訓に**平成12年6月**、建築基準法は次の3項目について大幅に改正されました。



■基礎形状

地耐力に合わせた基礎の仕様が明記され、そのために**事前の地盤調査が事実上必須**となりました。

■柱頭、柱脚、筋交いの接合部の接合方法

地震時に家が崩壊する原因として柱の足元や頭部分が基礎や梁から引き抜かれてしまうという現象がありますが、引き抜き防止のために使用する**止め金物の種類などが具体的に明記**されました。

■耐力壁のバランス配置

建物の耐震性を確保するためには、耐力壁の量の確保とともに壁をバランスよく配置することが大切で、この改正後は**壁配置のバランス計算が必要**となりました。



現在の建築基準法に沿って建築された建物は**震度6弱の揺れには耐えられる基準**となっています。東日本大震災のように震度7以上の震災が起こることについてはまだ盛り込まれていません。いつ起きるか分からないと言われている南海トラフ巨大地震に備えた整備をお願いしたいところです。

★運送業★



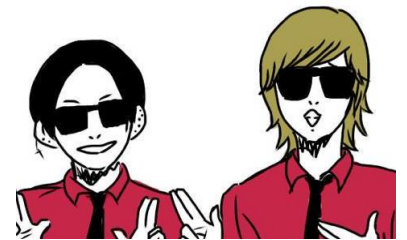
先日名古屋市にて女性の活躍推進企業の認定、表彰がありました。終身雇用制度が崩れ、誰もが自分らしい働き方を模索する時代にありながら、データを見れば第一子を出産して離職している女性の割合は**約6割**に上り、この比率は**20年前からさほど変わっていません**。待機児童の問題も影響しているのが現状です。

最近では介護の問題に直面し、働き方を見直せざるをえない女性も多く、長時間労働を前提とした就労スタイルが変わらないため、女性が力を発揮しにくい状態であることは否めません。男女共同参画など様々な協議が長年行われてきましたが、安倍政権では女性の活躍推進を成長戦略の中核として位置付けており、非常に優先度の高い政策課題であるとし、本格的に取り組み始め、育児休業制度や短時間勤務制度など、仕事と子育ての両立を支援するための制度は格段に整いつつあります。

許認可通信をご覧になっているアナタ！「ウチは男ばかりの会社だから～」「ウチ運送業だよ～」NON NON！

ちょっと待ってちょっと待っておにいさ～ん(´▽`)

労働力減少が進む日本で女性の労働力というのは非常に重要なんですよ！こんなのでしょうか？



サイドシートにチャイルドシートでママは働きながら育児もできるという究極の環境！

そんなの無理？サイドシートにチャイルドシートを設置するのは危険という声もありますが、愛する**我が子をサイドシートに乗せながら乱暴な運転をする人はいない**と思います。自然と緩やかな発進やブレーキを心がけるはずですよ。

また、定期便を割り振ることができれば、勤務時間が読める為、お子さんと夕飯を一緒にできたり、介護の時間も作れたりと女性には嬉しい事ばかり！

体力面で男性には敵わなくとも、**女性特有の細かい気配り**はお客様との関係も良好に築いてくれたり、**仕事を丁寧に行う**など女性らしさが生かせれば会社にとっても大きな人財となるはずですよ。

また近年草食系男子なんていうのも急増加（←ホントに）です。求人にも【バリバリ働く体育会系若手男子募集中】なんて載せては応募もなかなかないのでは？いっそ【**女性も活躍できるドライバークラス**】なんて切り替えてみれば、男性も興味をひくかもしれません。

大企業と中小企業、正規・非正規社員とでは使いやすさに差があるものの近年では社会全体で女性の採用に積極的な会社が多く見られるようになり嬉しく思います。トラガールやドボジョといった女性にフォーカスを置く言葉もでき、女性の社会での必要性は確固たるものとなっています。



わたしは昨年結婚をしましたが、働かない専業主婦になるって想像がつきません！わたしを知っている方はご存知かもしれませんが、家でずっとじっとしているなんて苦痛です。いろんな方に会って、仕事をして自分の価値を見出したいのです！社会に出て、そして活躍をし続けたい！これこそが生きがい、働きがいで、女性からその権利を奪うことはあってはならないと思うのです。

巡回指導立会いレポート

先日巡回指導の立会いをした際に巡回指導員の方から、最近の指導結果の傾向としては**ドライバーへの法定教育ができていない事業所さん**

が多いと聞きました。わたしも皆さまのところへ定期訪問させていただくと、日頃から**教育関係が完璧!**という事業所さんは残念ながら**ごくわずか**。でも当然教育に無頓着というわけではなく、教育はやっているのです!ではなぜ完璧でないのか。

教育には大きく分けて二つ

◆一般的な指導及び監督の指針

トラックの運転者は、運転において高度な能力が要求されるため、運転者に対して継続的かつ計画的に指導及び監督を行わなければならない。

11の法定項目の教育を一年間通して毎年教育を!

◆特定の運転者に対する指導の指針

- ①事故惹起者（死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者）
- ②運転者として新たに雇い入れた者
- ③高齢者（65歳以上）

以上の運転者には適性診断と共に教育を行わなければいけません。

また、**教育資料や記録は3年間保存**し、受講した運転者の台帳には実施日と内容を記載する事とされています。

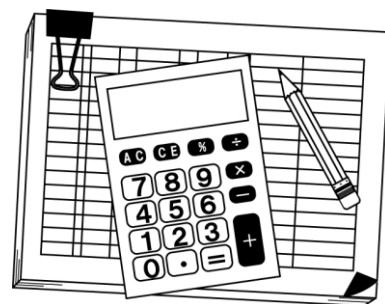
我が社ではオリジナルの教育方法で!みんなでいつもテーマを出し合って教育を!これは本当に素晴らしい事!ただ、法律で定められた教育は必ず!

教育の効果に関して…事故が減らない!どんな教育をやったらいいの?効果的な教育方法は?様々なお悩みをお持ちの方、牟田事務所では出張教育も行っていますので、いつでもご連絡お待ちしております(^)/

バス・トラックに「車線はみ出し警報装置」義務化

国土交通省は、バスとトラックに、車線からはみ出しを警告する装置の搭載を義務づけると発表しました。居眠り運転が原因とされる、関越道のツアーバス事故を受けた措置。17年11月以降につくられる車に順次適用していく予定です。

新たに義務づける「**車線逸脱警報装置**」は、車体に取り付けたカメラで路上の白線を検知し、走行中の車線をはみ出すと音や表示、振動でドライバーに知らせるしくみ。**12トン超のバスと22トン超のトラック**の新型車でまず義務づけ、19年11月までにより軽い車へと拡大する。すでに製造中の車種は設計変更が必要なため、2~3年の猶予期間が設けられます。現在走っている車は対象外です。



★産業廃棄物★

グループ会社の廃棄物処理 許可不要へ

環境省は工場などから出た産業廃棄物の処理業務を子会社や親会社が代行する場合、廃棄物処理業の許可がなくても済むように規制を緩和する方針を決めました。親会社・子会社間などグループ企業から業務を受託する場合に限り、**指定制度**や**届出制度**に変更する方向で検討、**産業廃棄物処理法の改正**も視野に入れての制度設計が進められます。



産業廃棄物の処理は原則として、廃棄物を出した事業者が自ら行わなければいけません。廃棄物処理業の許可を得た業者に運搬や処分を委託できますが、営業機密の漏えいを防ぐなどの狙いで、廃棄物を自ら処理する企業は少なくありません。しかし親会社で排出された廃棄物の処理を子会社が代行するには、廃棄物処理業の許可が必要になります。このためグループ企業に代わって行う処理業務については、自社内で行う「**自ら処理**」とみなすように求める声が産業界で強まっていました。

環境省は、親会社・子会社間で処理業務を代行する場合には、指定制や届出制とする方向で検討する考えを表明。グループ外の企業からは業務を請け負わず、**グループ全体で排出事業者責任を共有**するとの条件も示しています。



企業が廃棄物処理専門の新会社を設立し、グループ各社の処理業務を代行させる場合にも、指定制や届け出制が適用される可能性があります。同省は今後、**業務を代行できるグループ企業の範囲などを検討**し、早期の具体化に向けて進められます。

もっぱらぶつ

「もっぱらぶつ」とは？改めて確認してみました。廃棄物処理法には「産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、**古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維**を専門に取り扱っている既存の回収業者等は許可の対象とならない・・・。」と規定されています。

これら専ら物は、産業廃棄物処理業（収集運搬業、処分業）の許可が不要というほかに、マニフェストが不要。ただし、委託基準や処理基準の適用除外はなく、書面による契約（処理委託契約書）は必要ということになります。



なお、廃棄物処理法に規定する許可以外に古物商許可、道府県によっては金属くず商許可が別途必要となるケースもあります。